

市町と共同した「福祉避難所の開設・運営訓練」の実施について

1 要旨・目的

災害発生時等において、高齢者や障害者などの要配慮者への避難支援の実効力を高めること等を目的として、市町と共同して「福祉避難所」の開設・運営訓練を実施する。

2 現状・背景

- 災害発生時等において、高齢者や障害者などの要配慮者が避難生活を余儀なくされる際に、心身状態等に応じた避難環境の整備が十分ではない場合、心身機能の低下や要介護度の重度化、健康状態の悪化等が懸念されることから、平時から要配慮者に適した避難先の確保と環境整備を進めていく必要がある。
- 一般避難所等での生活が困難な要配慮者とその家族が、安心して避難生活を送ることができるよう、市町は「福祉避難所」の整備を進めていくことが求められており、県内では、社会福祉施設等の438施設（令和5年10月1日現在）が、福祉避難所に指定等されている。
- 県では、「広島県福祉避難所等の確保・運営ガイドライン」を作成して説明会を開催するなど、福祉避難所の整備を促進するための市町支援を進めているが、福祉避難所の実効力を高めること及び実践を通じた本県ガイドラインの活用検証等を目的として、災害発生を想定した福祉避難所の開設・運営の実務訓練を市町と共同して実施する。

3 概要

(1) 対象者

災害時要配慮者、福祉避難所となる社会福祉施設 等

(2) 実施主体

広島県・福山市

(3) 実施日時

令和7年2月13日（木）13:30～15:30

(4) 実施場所

区分	施設名・所在地
一般避難所・市災害対策本部	福山市北部市民センター（福山市駅家町倉光37-1）
福祉避難所	社会福祉法人一れつ会法人本部（福山市加茂町上加茂811）



(5) 参加機関

広島県、福山市、社会福祉法人一れつ会、社会福祉法人広島県社会福祉協議会、広島県災害派遣福祉チーム（広島DWA T） 外

(6) 実施内容（訓練プログラム）

- ア 一般避難所での避難者のアセスメント
避難者の状態把握、市災害対策本部への報告と福祉避難所の開設・受入要請
- イ 福祉避難所の運営体制と受入の準備
スタッフ・導線等の確保、段ボールベッドの組立等の受入環境の整備
- ウ 要配慮者の移送と福祉避難所への受入れ
車両による移送、滞在スペースへの誘導、避難者の情報伝達・引継ぎ（補足）

当日は、参加機関の外、備後圏域の市町及び社会福祉施設の職員等を対象に見学等の参加を募り、訓練実施の一連の流れに合わせた防災アドバイザーによる解説や、段ボールベッドの組立体験等を合わせて実施し、多くの参加者が体験等できる内容で実施する。

(7) 予算（県費）

410千円（防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業・一部）

(8) 今後の対応等

実施後は、訓練の準備から実施までの一連の調整内容や手順、成果・課題等を整理して振り返りを行うとともに、本県ガイドラインに反映させる等により、県内市町の福祉避難所の整備促進を図っていく。

4 その他（関連情報等）

- 「広島県福祉避難所等の確保・運営ガイドライン」

広島県 HP：「災害時要配慮者対策について」

3（2）広島県福祉避難所等の確保・運営ガイドライン

（URL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/kyousei-saigaijivouhairyosya.html>）